

（第 13 号議案）

第 1 条 中野区個人情報保護に関する条例（平成 2 年中野区条例第 2 号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第 6 条 （略） （審議会の所掌事項）</p> <p>第 7 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 11 条第 2 項、第 12 条第 1 項第 5 号、第 17 条第 1 項第 4 号、第 18 条第 1 項第 4 号、第 19 条第 1 項本文、<u>第 20 条第 1 項ただし書及び第 2 項本文</u>、第 21 条第 1 項第 3 号並びに中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例（平成 15 年中野区条例第 34 号。以下「住基条例」という。）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定に基づき実施機関から諮問のあった事項について審議すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 次に掲げる番号法<u>第 27 条第 1 項</u>に規定する特定個人情報保護評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）に関して、実施機関の諮問に基づき調査審議し、意見を述べること。</p> <p>ア 番号法<u>第 28 条第 1 項</u>に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）の取扱いに関すること。</p> <p>イ 番号法<u>第 28 条第 1 項</u>に規定する<u>個人情報保護委員会規則</u>で定める特定個人情報ファイルについての重要な変更に関すること。</p> <p>ウ （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第 8 条～第 18 条 （略） （特定個人情報の提供に係る審議会への報告）</p> <p>第 18 条の 2 実施機関は、番号法<u>第 19 条第 14 号</u>に該当することにより、特定個人情報の提供をしたときは、審議会に報告しなければならない。</p> <p>第 19 条～第 19 条の 3 （略）</p>	<p>第 1 条～第 6 条 （略） （審議会の所掌事項）</p> <p>第 7 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 11 条第 2 項、第 12 条第 1 項第 5 号、第 17 条第 1 項第 4 号、第 18 条第 1 項第 4 号、第 19 条第 1 項本文、<u>第 20 条第 2 項本文</u>、第 21 条第 1 項第 3 号並びに中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例（平成 15 年中野区条例第 34 号。以下「住基条例」という。）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定に基づき実施機関から諮問のあった事項について審議すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 次に掲げる番号法<u>第 26 条第 1 項</u>に規定する特定個人情報保護評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）に関して、実施機関の諮問に基づき調査審議し、意見を述べること。</p> <p>ア 番号法<u>第 27 条第 1 項</u>に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）の取扱いに関すること。</p> <p>イ 番号法<u>第 27 条第 1 項</u>に規定する特定個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルについての重要な変更に関すること。</p> <p>ウ （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第 8 条～第 18 条 （略） （特定個人情報の提供に係る審議会への報告）</p> <p>第 18 条の 2 実施機関は、番号法<u>第 19 条第 13 号</u>に該当することにより、特定個人情報の提供をしたときは、審議会に報告しなければならない。</p> <p>第 19 条～第 19 条の 3 （略）</p>

(電子計算組織への記録)

第20条 実施機関は、第11条第1項各号に規定する事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。ただし、法令の定めがあるとき又はあらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

第21条～第25条 (略)

(特定個人情報の削除等の請求)

第25条の2 区民は、実施機関が保管している自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報の削除、利用の中止又は提供の中止を請求することができる。

(1) 第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定に違反して収集されているとき、第17条の2の規定に違反して利用されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保管している特定個人情報の削除又は利用の中止

(2) (略)

2 (略)

第26条～第29条 (略)

(決定後の手続)

第30条 (略)

2 実施機関は、開示等の請求に係る個人情報を提供している場合において、前条第1項の規定により、自己情報の訂正、削除若しくは外部提供の中止をし、又は特定個人情報の削除若しくは提供の中止をすることを決定したときは、その旨を当該個人情報の提供先に対し通知しなければならない。

第31条～第45条 (略)

附 則 (略)

(電子計算組織への記録)

第20条 実施機関は、第11条第1項各号に規定する事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。

2 (略)

第21条～第25条 (略)

(特定個人情報の削除等の請求)

第25条の2 区民は、実施機関が保管している自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報の削除、利用の中止又は提供の中止を請求することができる。

(1) 第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定に違反して収集されているとき、第17条の2の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保管している特定個人情報の削除又は利用の中止

(2) (略)

2 (略)

第26条～第29条 (略)

(決定後の手続)

第30条 (略)

2 実施機関は、開示等の請求に係る個人情報を外部提供している場合において、前条第1項の規定により、訂正し、削除し又は外部提供を中止することと決定したときは、その旨を当該外部提供を受けているものに通知しなければならない。

第31条～第45条 (略)

附 則 (略)

第2条 中野区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（平成26年中野区条例第16号）新旧
対照表

改正案	現行
<p>第1条 中野区個人情報の保護に関する条例（平成2年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p><u>第30条第2項中「訂正」の次に「（次項の訂正を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。</u></p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により当該実施機関が保管している個人情報（情報提供等記録に限る。）の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者<u>若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>第1条 中野区個人情報の保護に関する条例（平成2年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p><u>第30条に次の1項を加える。</u></p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により当該実施機関が保管している個人情報（情報提供等記録に限る。）の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者<u>又は情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>
<p>第2条 中野区個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（<u>これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。</u>）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第17条の2第2項本文中「特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項、第25条の2第1項、<u>第28条第1項及び第30条第2項</u>において同じ。）」を加える。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>第2条 中野区個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第17条の2第2項本文中「特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項、第25条の2第1項<u>及び第28条第1項</u>において同じ。）」を加える。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>

<p>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1条中中野区個人情報の保護に関する条例 <u>第30条第2項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第2条（同条例第2条及び第17条の2第2項の改正規定に限る。）の規定</u> 番号法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1条中中野区個人情報の保護に関する条例 <u>第30条に1項を加える改正規定及び第2条（同条例第2条及び第17条の2第2項の改正規定に限る。）の規定</u> 番号法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日</p> <p>2～4 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第1条中第7条第1項第1号の改正規定、同項第3号イの改正規定（「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改める部分に限る。）、第20条第1項にただし書を加える改正規定及び第30条第2項の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。